

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行						改正案					
第1条 省略 (設置)						第1条 省略 (設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
省略						省略					
教育委員会	省略					教育委員会	省略				
	三田市生徒指導等問題対策委員会	生徒指導等に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 委員会が必要と認める者	2年		三田市生徒指導等問題対策委員会	(1) 生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 委員会が必要と認める者	2年
省略						省略					
以下省略						以下省略					